



夜間査察(セルフスタンド)

年末年始、ガソリンスタンドの利用者の増加に伴い、セルフガソリンスタンドにおける保安管理強化の推進のため、当組合として令和6年12月23日(月)の夜間に立入検査を行いました。危険物を使用した放火が増加していることを踏まえ、ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入する際には、消防法により①本人確認②使用目的の確認を行うことが令和2年2月1日に義務付けられました。ガソリンの販売記録及び販売手順を重点的に検査し、営業時間中に危険物取扱者となる従業員が在中していること及び危険物施設(給油取扱所)の維持管理について確認しました。どの施設も異常がなく適切に保安管理業務が行われていますので、住民の皆様には安心して利用していただけたと思います。また、立入検査時にガソリンスタンド利用者様に住宅防火の広報活動を行いました。皆様におかれましては、空気が乾燥し、火災が起こりやすくなっていますので、火気の取扱いには十分に注意してお過ごしくください。

